

# 山梨県公報

第千四百九十三号

平成十六年

七月十五日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更予定	四七五
保安林の指定の予定	四七五
専門職種別労働者の需給状況及び職業能力の開発に関する要望調査の実施	四七五
道路の区域変更(二件)	四七六

### 公 告

一般競争入札に係る総合評価競争入札について	四七六
平成十六年度クリーニング師試験の実施	四八七
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	四八七
国土調査の成果の認証	四八八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	四八八
土地改良区役員の退任	四九〇
その他	四九〇
漁業法による水産動植物の取扱いの制限	四九〇

## 告 示

### 山梨県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町和田字釜上一九九七の一、二〇〇六の一
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。  
和田字釜上一九九七の一、二〇〇六の一(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 保安林の所在場所

東山梨郡勝沼町深澤字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び勝沼町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百二十号

専門職種別労働者の需給状況及び職業能力の開発に関する要望についての調査を次の

とおり実施するので、山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）第三条の規定により、告示する。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査の目的  
県内事業所における専門職種別労働者の需給状況、職業能力の開発に関する要望等を把握し、職業能力の開発に関する計画等を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 事業所の名称等に関する事項
  - 2 専門職種別労働者等に関する事項
  - 3 人材の確保、教育訓練等に関する事項
  - 4 公共職業能力開発施設に関する事項
- 三 調査の範囲
- 1 調査地域  
山梨県全域
  - 2 調査対象  
日本標準産業分類による建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業に属し、かつ、五人以上の常用労働者を雇用する事業所から無作為に抽出した二千事業所
  - 四 調査の期日  
平成十六年七月二十日
  - 五 調査の方法  
自計式調査とし、調査表の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡増穂町大字大柗字向川原八九五番の一地先から 南巨摩郡増穂町大字大柗字向川原九一四番の一地先まで	八・二丁 一五・八	八・二丁 一六・三		七五・〇

山梨県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年八月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 増穂若草線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡増穂町大字大柗字向川原九一四番の一地先から 南巨摩郡増穂町大字大柗字向川原八九五番の一地先まで	八・二丁 一五・八	八・二丁 一六・三		七五・〇

公 告

● 一般競争入札に係る総合評価競争入札について  
次のとおり一般競争入札に係る総合評価競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成十六年七月十五日

一 総合評価一般競争入札に付する事項

1 業務名

山梨県新財務会計システム開発業務

2 業務の履行場所

山梨県企画部情報政策課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び知事が指定する場所

3 業務内容

山梨県新財務会計システムの開発、導入準備及び運用試験並びに職員に対する研修

なお、詳細は、山梨県新財務会計システム開発業務委託仕様書によること。

4 履行期限

平成二十一年三月三十一日（火）。ただし、予算編成に係る機能については平成十八年八月三十一日（木）、予算管理及び会計並びに決算に係る機能については平成十九年二月二十八日（水）。

二 参加資格

1に掲げる資格をすべて満たしている単独の企業又は2に掲げる資格を満たしている複数の企業による共同体（以下「JV」という。）であつて、3に掲げる開発業務の実施上の条件をすべて備えた者であること。

1 単独の企業の場合

(一) 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(二) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(三) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(四) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

2 JVの場合

(一) 共同体を形成するすべての企業が二の1の(一)から(四)までのいずれにも該当する者であること。

(二) JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独により本入札に参加する

ことのできないものであること。

(三) JVの構成員は三者以内であること。

(四) JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

3 開発業務の実施上の条件

(一) 次に掲げる条件を備えるものを担当者として配置すること。

(1) 管理技術者（業務全体に責任を持つ技術者をいう。）は、情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号。以下「省令」という。）に規定するプロジェクトマネージャ試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であること。

(2) 複数の企業による共同体での提案の場合、管理技術者は、代表構成員の職員であること。

(3) 担当技術者（管理技術者のもとで業務の部門ごとの責任を持つ技術者をいう。）は、省令に規定するアプリケーションエンジニア試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であること。

(4) 担当技術者が現在従事している開発業務の件数は、三件未満であること。

(5) 開発技術者（担当技術者のもとでシステムの開発に従事する技術者をいう。）は、省令に規定するソフトウェア開発技術者試験に合格した者又は同等以上の資格を有する者であること。

(6) 管理技術者、担当技術者及び開発技術者は、それぞれ兼務できること。

(二) システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行えること。ただし、これについては、JV構成員のいずれかが該当することであり。

三 入札手続等

1 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当 電話〇五五 二二三 一四二〇

2 入札説明書の交付方法

平成十六年七月二十日（火）から平成十六年八月二十五日（水）までの山梨県の休日（これを定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで）の1の交付場所において交付する。

3 開発業務委託仕様書等の閲覧又は貸与の方法

平成十六年七月二十日（火）から平成十六年八月二十五日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において閲覧し、又は貸与することができる。

- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法  
平成十六年七月二十日（火）から平成十六年八月二十五日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
- 5 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果は、書面により通知する。
- 6 入札書等の提出期間及び提出方法  
平成十六年九月八日（水）午後一時から午後二時までに山梨県企画部情報政策課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参し、又は同月七日（火）午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。
- 7 開札の日時及び場所  
開札は、平成十六年九月八日（水）午後二時に山梨県企画部情報政策課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）で行う。
- 8 入札方法
  - (一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもつて行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。
  - (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 入札価格が著しく低い場合については、山梨県新財務会計システム開発業務委託契約低入札価格調査実施要領に基づき、見積内訳書の提出を求めること等がある。
- 9 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 10 落札者の決定方法
  - (一) 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。
  - (七) 入札価格が、予定価格に百五分の百を乗じて得た額の範囲内であること。
  - (イ) 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する別紙技術提案書評価表で指定する項目を全て満たしていること。
  - (二) 総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。ただし、技術点と価格点がどちらも同点であるときは、入札金額の低いものを落札者とし、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き落札者を決定する。
- 四 その他
  - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
免除
  - 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約書作成の要否  
要
  - 5 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
  - 1 Nature and quantity of the services to be required  
Yamanashi Prefectural New Financial Accounting System Development
  - 2 Date and time for tender  
2:00PM September 8,2004
  - 3 Bureau in charge  
New Financial Accounting System Development Section, Planning Department  
Information Policy Division, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi  
1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan TEL055-223-1420

(別紙)

技術提案書評価表

1 財務会計システムの全体概要

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 財務会計システム全体の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回開発を想定しているシステムの範囲と構成を明らかにされていること</li> <li>・財務会計システムと他システムとの関係を明らかにされていること</li> <li>・業務系システムの範囲及び構成と、基盤系システムの範囲及び構成をそれぞれ明らかにし、業務系システムと基盤系システムとの関係を明らかにされていること</li> </ul>		
(2) 財務会計システムに対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの開発に至る背景や課題を考慮し、財務会計業務に対する考え方や全国的な動向などを踏まえて、貴社が考える財務会計システムのコンセプトを明らかにされていること</li> </ul>		10点
(3) 財務会計システムの特徴及び事務改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること</li> <li>・財務会計システムによる課題への対応策や事務改善について記述されていること</li> </ul>		30点
(4) 財務会計システムの開発により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的な効果と間接的な効果に分けて、具体的に記述されていること</li> </ul>		10点
(5) 財務会計システムの開発及び運用における留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの開発時の制約事項や注意点などがあれば記述されていること</li> <li>・財務会計システムの運用にあたり想定される課題などがあれば記述されていること</li> </ul>		
小 計			50点

2 業務系システム

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 業務系システムの構成	<p>ア 業務系システムの枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回開発を想定している業務系システムの範囲と構成を、仕様書の第3章及び「新財務会計システム概念図」に掲げるシステムの要件と対比しながら体系的に明らかにされていること</li> <li>この際、業務系システムにおける情報管理の基本単位を「事業（大事業－小事業－細事業）」とし、会計、科目、組織（部局－所属－担当）に関する情報は付属情報として位置づけ、予算編成権限や執行権限を担当職員として管理するものとしていることを十分に踏まえたうえで記述されていること</li> <li>・システムの要件に掲げる機能について、一部若しくは全部を削除することは認めないが、機能統合等による改善提案を行うことは可能である。この場合には、変更点を明確にするとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> </ul>		10点
(2) 業務系システムの内容	<p>ア 業務系システムの業務フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）アを踏まえ、仕様書の第5章の「システムの業務フロー」と対比しながら記述されていること。特に、（1）アにおいて機能統合等を提案した場合には、変更点を明確にするとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・提案の特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること</li> </ul>		20点
	<p>イ 機能一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（2）アを実現するために必要となる機能を一覧で示し、その機能概要を記述されていること。機能の最大単位は、業務フロー単位とするが、共通機能の抽出（画面照会、帳票管理、他システムとの連携など）や処理方式の違い（オンライン・オフライン/バッチ処理、アップロード処理、ダウンロード処理など）などに着目し、適切な大きさに分割して記述されていること</li> </ul>		30点

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(3) 他システムとの連携	ア 業務系システムにおける連携 ・業務系システムからみた他システムとの連携において、想定している具体的な方法、やり取りするデータ項目、タイミング等について記述されていること		20点
(4) 業務系システムにおける安全管理	ア 正確性の確保 ・一連の財務会計事務における正確性の確保についての考え方と想定する対応方法について記述されていること		20点
	イ セキュリティの確保 ・業務系システムにおけるセキュリティの確保について、想定している具体的な内容と実現方法を、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること		10点
(5) 移行	ア 業務移行 ・業務系システムから見た財務事務の移行に関する考え方と実施方法について記述されていること ・現行財務会計システムとの並行稼働時期における業務の整理と移行に要する期間に関する考え方と想定される対応方法について記述されていること		
	イ データ移行 ・対象となるデータと移行方法について記述されていること ・現行財務会計システム側で行う作業と財務会計システム側で行う作業について、分担に関する考え方と想定される作業内容について記述されていること		
(6) 研修	ア 部門研修 ・財政部門、出納部門、予算担当部門における研修についての考え方と想定する実施方法について記述されていること		
	イ 管理研修 ・システム管理部門、制度管理（ユーザー権限管理を含む）部門における研修についての考え方と想定する実施方法について記述されていること		
	ウ 研修テキスト ・研修に必要なテキスト（部門研修、管理研修のほか一般職員向け研修に必要なテキスト）の作成についての考え方と推奨する研修実施方法について記述されていること ・制度改正や運用形態の見直しに伴うテキストの改訂についての考え方について記述されていること		
小 計			110点

## 3 基盤系システム

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 基盤系システムの構成	ア 基盤系システムの枠組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回開発を想定している基盤系システムの範囲と構成を、入札仕様書の第3章「新財務会計システム概念図」、第6章「財務会計システムと県の情報基盤及び他システムとの関わり（機能配置案）」に掲げるシステムの要件・構成と対比しながら体系的に明らかにされていること</li> <li>・前記のシステムの要件・構成に掲げる機能について、一部若しくは全部を削除することは認めないが、機能統合等による改善提案を行うことは可能である。この場合には、変更点を明確にするとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> </ul>		
	イ ハードウェア及びソフトウェア構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書を踏まえ、財務会計システム用に県が別途調達するハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案が明確に記述されていること</li> <li>・貴社が提案するハードウェアの全体構成図が提案されていること</li> <li>・ソフトウェアについては、各ハードウェアとの関連づけ（搭載機器、員数関係等）を明らかにした上で、ソフトウェア構成図を提出すること。作成に当たっては、各ハードウェアに名称・番号を付し、提案書中で記述を統一されていること</li> <li>・ハードウェア、ソフトウェアともに、その拡張性について記述されていること。ハードウェアについては性能・処理量の増強への対応、ソフトウェアについてはハードウェアへの対応及びライセンス数の追加への対応を踏まえて記述されていること</li> <li>・貴社が提案する信頼性向上方式について、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・その他の記載事項  【ハードウェア諸元】CPU、メモリ、ディスク容量等（最大搭載数を含む）  【ソフトウェア概要】特徴、主な仕様、適用範囲・方法、導入実績、推薦するライセンス形態等</li> </ul>		10点
	ウ 物理構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）イで提案する機器構成に関し、想定している総重量、総電力量、総発熱量等の概算値について、単位を揃えて記述されていること</li> <li>・ハウジング等の形態を導入した場合を想定し、貴社が考える対応の難易（可否）や課題について記述されていること</li> </ul>		
(2) 基盤系システムの内容	エ 既存の情報資産に対する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書において、財務会計システムで使用するものとしている県の情報資産（一人一台パソコン、ネットワーク環境、他システムで導入したサーバー等）について、使用の必要性、難易（適否）、使用に当たっての条件など、想定している具体的な内容と使用方法を、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること</li> <li>・既存資産の利用ではなく、新たに導入したほうがよいと考えられるものがある場合には、その理由・考え方を明確に記述されていること。可能な限り、導入コスト・運用コストについても言及されていること</li> </ul>		10点
	ア 基盤系システムの特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること</li> </ul>		10点
	イ 機能一覧 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）アを踏まえ、入札仕様書の第6章「財務会計システムと県の情報基盤及び他システムとの関わり（機能配置案）」と対比しながら記述されていること</li> <li>・機能の概要を記述されていること</li> </ul>		30点

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(3) 他システムとの連携	<p>ア 基盤系システムにおける連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤系システムからみた他システムとの連携において、想定している具体的な方法、やり取りするデータ項目、データ（ファイル）形式、プロトコル、タイミング等について記述されていること</li> <li>・システム間連携において生じるユーザー権限の引き渡しについては、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・データ連携において生じるデータアクセス権限の引き渡しについては、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること</li> </ul>		20点
(4) 基盤系システムにおける安全管理	<p>ア 正確性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一連の財務会計事務における正確性の確保についての考え方と想定する対応方法について記述されていること</li> <li>・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること</li> </ul>		10点
	<p>イ セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤系システムにおけるセキュリティの確保について、想定している具体的な内容と実現方法を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> <li>・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること</li> </ul>		20点
(5) 移行	<p>ア 業務移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤系システムからみた財務事務の移行に関する考え方と実施方法について記述されていること</li> <li>・現行財務会計システムとの並行稼働時期における業務の整理と移行に要する期間に関する考え方と想定される対応方法について記述されていること</li> </ul>		
	<p>イ データ移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となるデータと移行方法があれば、これについて記述されていること</li> </ul>		
(6) 研修	<p>ア 管理研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理部門における研修についての考え方と想定する実施方法について記述されていること</li> <li>・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること</li> </ul>		
	<p>イ 研修テキスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に必要なテキストの作成についての考え方と推奨する研修実施方法について記述されていること</li> <li>・情報資産の改修、セキュリティ対策や運用形態の見直しに伴うテキストの改訂についての考え方について記述されていること</li> </ul>		
小 計			110点

4 アプリケーション処理方式

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) アプリケーション処理方式の概要	ア アプリケーション処理方式の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムにおいて導入するアプリケーション処理方式について、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・提案の特徴やアピールポイントをわかりやすく記述されていること</li> <li>・サーバーと一人一台パソコンとの処理分担をわかりやすく記述されていること</li> </ul>		10点
	イ 採用するソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムにおいて採用するソフトウェアについて適用する範囲と適用方式を、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること</li> <li>・種類・機能に相当品とみなされるソフトウェアがある場合には、これとの比較により、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・財務会計システムの構築にあたり、その採用が条件となるソフトウェアがある場合には、これを明示するとともに、提案の理由・考え方を明確に記述されていること</li> <li>・ソフトウェアの導入にあたり、ライセンス方式が想定されるものについては、提案する内容を記述されていること</li> </ul>		20点
	ウ パッケージソフトウェア <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)イのうち、パッケージソフトウェアを利用する場合は、導入の目的、概要、機能、特徴、適用範囲、適用方法、実装方式、導入実績及び選定理由のすべてについて記述されていること</li> <li>・システム構成要素としてのパッケージソフトウェアの位置づけや、想定されるカスタマイズ(本県仕様に合わせるために作り込む)部位が判るように記述されていること</li> </ul>		
(2) アプリケーション処理方式のイメージ	ア アプリケーション処理方式の例示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の第5章の「システムの業務フロー」を参考に、処理方式、適用業務(想定業務)、制限事項等について、イメージ図を用いながら記述されていること</li> <li>・導入を提案しているハードウェア、ソフトウェア、データ処理、利用を想定している既存の情報資産(一人一台パソコン、ネットワーク等)等が表現されていること</li> </ul> [記述を要する処理] (ア) オンライン更新処理 (支出命令書の作成部分、出納審査の部分) (イ) オンライン参照処理(予算執行状況照会の部分) (ウ) オンライン帳票出力処理(予算配当書作成の部分) (エ) オンラインファイル出力処理 (債務負担行為台帳作成の部分) (オ) バッチ処理(日計表作成の部分) (カ) 財務システムファイル連携処理 (汎用的個別システム連携) (キ) 電子決裁連携処理 (総合的行政文書管理システム連携)		30点
	イ EUC処理方式の例示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUC機能について、仕様書の第5章の「システムの業務フロー」を参考に、処理方式、適用業務(想定業務)、制限事項等について、イメージ図を用いながら記述されていること</li> </ul>		20点
	ウ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの安全・確実な運用を確保するため、特に貴社が想定している処理方式があれば、処理方式、適用業務(想定業務)、制限事項等について、イメージ図を用いながら記述されていること</li> </ul>		20点
	小 計		100点

5 財務会計システムの性能・運用

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 財務会計システムの性能	<b>ア 性能評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの性能として、貴社の考え方を記述されていること</li> <li>・次の処理性能について、貴社で想定している目標値及び実現方法を具体的に記述されていること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) オンライン処理性能</li> <li>(イ) プリント処理性能</li> <li>(ウ) バッチ処理性能</li> <li>(エ) バックアップ処理性能</li> </ul> </li> <li>・財務会計システムの開発に当たり、上記以外のものも含めて、特に重視している点とその対応方法については、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> </ul>		20点
	<b>イ 性能改善</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能を、本稼働までに目標とする水準に到達させることについて、貴社が想定する改善の要否に対する評価や具体的な方策を明確に記述されていること</li> <li>・仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能が本稼働時点において、目標としていた水準に達していない場合に、貴社が行う改善策について記述されていること</li> <li>・仕様書に掲げる性能や貴社が提案する性能が本稼働時点において、目標としていた水準に比べて著しく低い場合に想定される貴社の対応について記述されていること</li> </ul>		10点
(2) 財務会計システムの運用	<b>ア 運用方式の特徴</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの運用について、運用全体の形式・形態、運用の体制等、貴社が整理した運用要件とそれに適用する運用方式を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> <li>・全体運用、オンライン運用、バッチ運用、監視運用のそれぞれに対して適用する運用方式について、明確に記述されていること</li> </ul>		
	<b>イ 運用管理ツール</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社が提案する運用管理ツールについて、導入の目的、概要、性能、機能、特徴、適用範囲、適用方法、実装方式、導入実績及び選定理由の全てについて記述されていること</li> <li>・運用管理ツール等のシステムを適用する範囲と人関係の適用を想定している範囲が判るように、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> </ul>		
	<b>ウ セキュリティの確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用におけるセキュリティの確保について、想定している具体的な内容と実現方法を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> <li>・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること</li> </ul>		
(3) 財務会計システムの耐障害性	<b>ア 耐障害性能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの耐障害性能について、貴社の考え方を記述されていること</li> <li>・システムの可用性に関する指標について、貴社で想定している目標値及び実現方法を具体的に記述されていること</li> <li>・貴社で想定している目標値及びこれへの実現方法を具体的に記述されていること</li> </ul>		30点
	<b>イ 障害時の運用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用時に想定される障害について、貴社が整理した運用要件とそれに適用する運用方式を、提案の理由・考え方を明確にしなが記述されていること</li> <li>・全体運用、オンライン運用、バッチ運用、監視運用のそれぞれに対して適用する運用方式について、明確に記述されていること</li> </ul>		20点
小 計			80点

6 設計開発

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) 設計開発に対する考え方	ア 設計開発方法 ・設計開発に関する管理運営について、貴社の考え方を明確に記述されていること ・開発に適用する設計開発方法について、提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること ・設計開発ツール、設計開発言語等については、概要、特徴、適用範囲、適用方法、導入実績及び選定理由の全てについて記述されていること		10点
	イ 設計開発スケジュール ・システム設計開発スケジュールの考え方、設計開始から安定稼働までの工程内容を明確に記述されていること ・工程別の作業項目についても記述されていること		30点
	ウ 設計開発における標準化 ・設計開発における標準化及び標準化において定める事項について、貴社の考え方を明確に記述されていること		
	エ 設計開発における成果物 ・各種設計書、マニュアル等の成果物に関して、その作成時期及び内容について記述されていること		
	オ 設計開発における品質管理 ・設計開発における品質管理に関して、貴社の考え方、実施方法、具体的な目標、検証方法等について記述されていること		20点
(2) 設計開発規模	ア 設計開発規模 ・財務会計システムの設計開発規模について、貴社の考え方を明確に記述されていること ・パッケージソフトウェアを使用する場合には、カスタマイズの規模について記述されていること ・(1) イの設計開発スケジュールとの関連性を明確に記述されていること		
	イ 設計開発工数 ・業務系システムの設計開発工数を工程別、要員クラス別に記述されていること ・基盤系システムの設計開発工数を工程別、要員クラス別に記述されていること ・その他必要な作業についての工数を、項目ごとに記述されていること ・上記全ての工数算定の根拠として、(2) アとの関連性を明確に記述されていること		
(3) 設計開発体制	ア 設計開発体制 ・入札仕様書の第8章「システムの開発方法」を参考に、設計開発体制、要員の役割を明示したうえで、その考え方、根拠等を記述されていること ・財務会計システムの開発プロジェクトを運用管理するマネージャについて、貴社の考え方を記述されていること ・設計開発に関わるメンバーの所属部署、役職及び経歴(資格、経歴、実績、得意分野、経験年数)等について記述されていること		30点
	イ 開発にあたっての分担 ・設計開発場所について、設計開発の段階ごとに貴社の考え方を明確に記述されていること ・設計開発に際しての貴社と県の役割分担について、貴社の考え方と分担する内容を明確に記述されていること		
	ウ 設計開発における安全管理 ・設計開発に際しての要員管理について、貴社の考え方を明確に記述されていること ・設計開発に際しての情報管理について、開発に関わる関連会社を含めて、貴社の考え方を明確に記述されていること		
小 計			90点

7 財務会計システムの保守・運用

評価項目	評価基準	基礎点	加算点
(1) システム保守・運用に対する考え方	ア システム保守・運用に対する基本的な考え方 ・財務会計システムの保守・運用支援業務に対する、貴社の考え方を明確に記述されていること		10 点
	イ システム保守・運用支援業務の内容 ・想定される保守・運用支援業務の内容について、貴社の考え方を明確に記述されていること		
	ウ システム保守・運用支援業務の体制と役割分担 ・システム保守・運用支援業務の体制、要員の役割を明示した上で、その考え方、根拠等を記述されていること ・システム保守・運用支援業務に際しての、貴社と県側の役割分担について記述されていること ・県が行うべき作業項目と必要な要員について記述されていること		
	エ システム保守・運用支援業務の計画 ・システム保守・運用支援業務の運用計画として、年次、月次、週次、日次計画を立案・運用することに対する、貴社の考え方を明確に記述されていること ・考慮しておくべき事項があれば、その内容や対応方法について記述されていること		
(2) 財務会計システムの保守・運用に対する費用	ア システム保守・運用に対する費用見積もり ・財務会計システムの保守・運用支援業務に関する費用について、貴社の考え方を明確に記述し、見積方法を提案すること ・アプリケーションの修正に関しては、次の例示ごとに、貴社が提案する見積方法を適用した場合の計算式、見積結果(人日等)を記述されていること (ア) 更新画面の新規作成 表示項目数20程度、DB項目の追加変更を含む (イ) 単票帳票の新規作成 印字項目数20程度、DB項目の変更なし (ウ) 統計帳票の新規作成 集計項目数40程度、DB項目の変更なし (エ) 外部インタフェースファイルの新規作成 項目数20程度、DB項目の変更なし		30 点
	イ 費用見積もりの単価 ・貴社が提案する見積方法で算出した工数を、金額に置き換える際の単価について、明確に記述されていること		
	ウ ヘルプデスクについての見積もり ・ヘルプデスクに関して、貴社が提案する体制、運営方法及び県側との役割分担について記述されていること ・ヘルプデスク業務の効率化を図るため、FAQの作成、システムの改善方法の立案等を想定しているが、問い合わせ内容の管理方法、分析方法及びこれらの支援体制について提案の理由・考え方を明確にしながら記述されていること ・これらを想定した場合のヘルプデスクの見積もりについて貴社の考え方を明確に記述し、見積方法を提案されていること		
小 計			60 点
技術点合計		400 点	600 点

● 平成十六年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成十六年七月十五日

一 試験日時

平成十六年十月六日（水）午前九時三十分

二 試験場所

山梨県知事 山 本 栄 彦  
甲府市朝気一丁目二 二 山梨県立男女共同参画推進センター

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。）

3 受験願書受付期間

平成十六年八月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十六年八月二十日までの消印のあるものは有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所所在地を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年十一月十五日まで縦覧に供する。  
平成十六年七月十五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫	大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フレスポ甲府東

(二) 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百十四番一

2 変更した事項

変 更 事 項	変更後の氏名又は名称	変 更 後 の 住 所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社アマノ 代表取締役 天野清春 株式会社ツルハ 代表取締役	中巨摩郡竜王町富竹新田千四百番地 札幌市東区北二十四条東二十丁

役	鶴羽樹	目一番二十四号
株式会社よむよむ 代表取締役 川俣武夫	代表取締役 東京都立川市栄町六丁目一番地 の一	
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光	代表取締役 岐阜県大垣市外濑二丁目三十八 番地	
株式会社デイーン 代表取締役 三枝和彦	代表取締役 東八代郡石和町四日市場千六百 五十七番	

3 変更の年月日

平成十六年六月二十四日

三 届出年月日

平成十六年六月二十五日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年七月十五日

一 調査を行った者の名称

山梨県知事 山本 栄彦

二 調査を行った時期

平成十二年七月四日から平成十三年三月五日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

八代町大字岡及び永井の一部地区

五 認証年月日

平成十六年七月二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十六年六月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社サンキョー総業

2 主たる営業所の所在地 大月市七保町下和田五百三番地

3 代表者の氏名 西室圭明

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七五六六号

四 処分の内容 土木事業、石工事業、鉄鋼造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工

事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十六年六月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社藤田建設

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町波木井千八百九十三番地

3 代表者の氏名 藤田洋子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）四四六号

四 処分の内容 土木事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、造園工事業

及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十六年六月十四日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 大昭建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町雨畑二千二百八十一番地
  - 3 代表者の氏名 望月千昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一二)二四五八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十六年七月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月十四日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 落合設備
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡境川村石橋二千七百七十四番地
  - 3 代表者の氏名 落合正秀
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)六一九一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十六年七月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月十四日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社アルコ
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町清水新居千五百十五番地の二

- 3 代表者の氏名 佐藤昇
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)七四七九号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十六年七月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月二十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社一山工業
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町井之上千七百七十八番地十三
  - 3 代表者の氏名 小宮山仁司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第七四六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十六年七月十五日

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月二十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 睦工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中千九十九番地三十三
  - 3 代表者の氏名 山田宗次

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）八六三四号
- 四 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社旭建設
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目七番七号
  - 3 代表者の氏名 渡邊壽
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第二二七九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年六月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社信和電技
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚四丁目十二番三十五号
  - 3 代表者の氏名 斉藤豊彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）二五二五号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年六月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成十六年七月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	嶋津 尊人	斐崎市六山町五二二番地	平成十六年七月二日

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第七一七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限し、漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による本県内のコイの取扱いの制限（平成十六年山梨県内水面漁場管理委員会指示第五 一 号）は、廃止する。

平成十六年七月十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 笠 原 正 五 郎

一 指示内容

1 放流の制限

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この

限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成十六年七月十五日から平成十六年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番